給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

1.両年度	2.現年度	3.新年度

（北見市提出用）

受付印

北見市長　様

令和　　年　　月　　日 提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地（住所）	
名称（氏名）	㊞
個人番号又は法人番号	

担当者

係	
氏名	
電話	

特別徴収義務者指定番号

給与所得者			(ア)特別徴収税額（年税額）	(イ)徴収済税額	(ウ)未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職時までの給与支払額
	フリガナ	（旧姓　　）					1.退職 2.転勤 3.休職 4.死亡 5.住所誤報 6.その他	1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収	円 控除社会保険料額 円
	氏名					年			
	受給者番号			月分から 月分まで		月			
	異動後の住所	〒		円		日			
	個人番号								

転勤先(新特別徴収義務者)の名称及び所在地	〒	担当者	氏名 電話	左記の転勤先へは　月分より徴収するよう連絡済です。	異動の事由が4.死亡の場合	相続人氏名 相続人住所

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

		一括徴収月	納入予定日	一括徴収税額
1.一括徴収をする場合	1. 異動が令和　　年12月31日までで申出があったため 2. 異動が令和　　年1月1日以降で特別徴収継続の希望がないため	月分で納入します。	月　日	(上記(ウ)と同額)　円
2.一括徴収をしない場合	1. 令和　　年5月31日までに支払われる給与、退職手当等の額が未徴収税額以下であるため 2. その他　理由(　　)			

※1月1日から4月30日までの期間に退職した者に未徴収税額がある場合は一括徴収することが義務づけられています。

以下市役所記入欄

備考欄	

現年度	新年度	確認

特徴異動事由									転勤(21)		一括(22)		給特→普徴(23)			起票	入力
宛名番号	異動事由			異動後			異動理由	新事業所番号	受給者番号	終了(徴収済月)	開始(徴収開始月)	終了(徴収済月)	開始(一括徴収月)	特徴(徴収済月)	普徴(終了・開始)			
	21	22	23	特	普	併	1										審査	照合